

神奈川県環境影響評価制度の見直しについて  
答申案

令和6年10月28日

(案)

環影審第 号  
令和 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県環境影響評価審査会  
会長 一ノ瀬 友博

神奈川県環境影響評価制度の見直しについて（答申）

令和6年9月19日付け環第61号で諮問のありました標記について、当審査会において慎重に審査したところ、別紙の結論を得たので答申します。

## I 審議の経過

神奈川県では、条例の見直しに関する要綱に基づき、条例を常に時代に合致したものとするを目的とし、5年ごとに条例の見直しを実施している。このたび、神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「県条例」という。）が対象であるため、県条例及びその運用について取扱いを検討した結果、環境影響評価の対象となる事業の要件（以下「対象要件」という。）の内容について一部見直しをすることとなった。

このことについて、知事は、令和6年9月19日、神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に対し、「神奈川県環境影響評価制度の見直しについて」諮問を行った。

これに対し、審査会は、令和6年9月から同年10月までの間に2回、本県環境影響評価制度の見直しについて審議を行った。

## II 検討結果

### 1 見直しの視点

対象要件は、神奈川県環境影響評価条例施行規則（昭和56年神奈川県規則第11号）の別表において具体的に定められている。

県では、対象要件について、対象事業とした趣旨、他の対象事業とのバランス、脱炭素化の取組みなどをかんがみて対象要件とするには厳しすぎるものや不要なものを修正する必要があるとし、こうした視点から、次の事項について見直すこととしたものである。

### 2 対象要件の見直しの内容

(1) 対象事業「電気工作物の建設」のうち屋根上等に設置する太陽光発電設備を対象外とする。

- ・ 現在、屋根上等に設置する太陽光発電設備は出力要件を満たせば対象となっているが、建築物を建設する事業には、その主目的等に応じた対象規模要件の設定があり、建築物に設置する太陽光発電設備のみに着目して別に対象とするほど環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるとはいえず、脱炭素に関する現在の状況にも即していることから、建築物に設置するものを対象外とする。

(2) 対象事業「鋼索鉄道、索道の建設」のうち「索道の建設」（ロープウェイ）について、「その他の地域」を対象外とする。

- ・ 現在、県所管域のすべての地域が対象となっているが、条例制定当初の資料からも自然度の高い地域での対象を念頭に置いているため、対象を自然度の高い地域（甲・乙地域）に限定し、自然度の高い地域として取り扱っていない「その他の地域」を対象外とする。

- (3) 対象事業「鋼索鉄道、索道の建設」のうち「鋼索鉄道の建設」（ケーブルカー）について、「その他の地域」を「鉄道の建設」と同要件とする。
- ・ 現在、県所管域のすべての地域が対象となっているが、索道と同じく対象を自然度の高い地域に限定するため「その他の地域」の要件を見直すが、鋼索鉄道は鉄道事業に合わせ、「その他の地域」については「鉄道の建設」と同要件とする。
- (4) 対象事業「高層建築物の建設」のうち「その他の地域」のただし書を削除する。
- ・ 現在、「その他の地域」においては対象要件を緩和するただし書が規定されているが、県所管域において適用事例がなく例外規定の必要が生じていないため、ただし書を削除する。

### 3 審査会の意見

今回の改正内容については、対象要件とするには厳しすぎるものや不要なものを修正しようとするものであり、いずれもその視点に見合ったものであるため、特に異議はない。